

原子燃料工業株式会社東海事業所の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2103162 号
令和 3 年 3 月 16 日
原子力規制庁

1. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 3 年 2 月 15 日付け東許第 21002 号をもって、原子燃料工業株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 22 条第 1 項の規定に基づき申請された同社東海事業所の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 22 条第 2 項第 1 号に定める加工事業の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に定める核燃料物質による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

なお、原子炉等規制法第 22 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについては、加工施設における保安規定の審査基準（原管研発第 1311274 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 22 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については、以下のとおり。なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

2. 申請の概要

本変更は、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号。以下「線量告示」という。）の一部改正に伴い、放射線業務従事者の眼の水晶体の線量限度を変更するとともに、記載の適正化がなされている。

3. 審査の内容

3-1. 原子炉等規制法第 22 条第 2 項第 1 号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、加工事業の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

(1) 放射線管理について、保安規定に定める放射線業務従事者の眼の水晶体の線量限度が、加工事業の許可又は変更の許可を受けた加工施設の位置、構造及び設備の内

容等と整合していること。

3-2. 原子炉等規制法第22条第2項第2号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

(1) 核燃料物質の加工の事業に関する規則第8条第1項第9号（線量、線量当量、汚染の除去等）

核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第8条第1項第9号に関する審査基準は、放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること等としている。

規制庁は、線量告示の一部改正を踏まえ、放射線業務従事者の線量限度について、眼の水晶体の等価線量として、従来の実効線量と同様に平成13年4月1日以後5年ごとに区分した令和3年4月1日以後の各期間につき100mSv及び1年間につき50mSvが定められていることを確認したことから、加工規則第8条第1項第9号に関する審査基準を満足していると判断した。

なお、上記のほか、記載の適正化がなされた事項についても適切に反映されていることを確認した。